

平成二十五年厚生労働省令第百三十八号

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則
移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成二十四年法律第九十号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

(厚生労働省令で定める疾病)

第一条 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成二十四年法律第九十号)以下「法」という。第二条第二項の厚生労働省令で定める疾患は、次に掲げるものとする。

- 一 悪性リンパ腫
 - 二 横紋筋肉腫
 - 三 鎌状赤血球症
 - 四 肝芽腫
 - 五 急性白血病
 - 六 血球食食症候群
 - 七 原発性免疫不全症候群
 - 八 骨髓異形成症候群
 - 九 骨髓増殖性腫瘍
 - 十 骨髓不全症候群
 - 十一 骨肉腫
 - 十二 サラセミア
 - 十三 神經芽腫
 - 十四 腎腫瘍
 - 十五 膜がん
 - 十六 組織球性及び樹状細胞性腫瘍
 - 十七 大理石骨病
 - 十八 中枢神經系腫瘍
 - 十九 低ホスファターゼ症
 - 二十 乳がん
 - 二十一 表皮水疱症
 - 二十二 副腎脊髄ニューロバチ
 - 二十三 副腎白質ジストロフィー
 - 二十四 慢性活動性EBウイルス感染症
 - 二十五 免疫不全関連リンパ増殖性疾患
 - 二十六 ユーリング肉腫ファミリー腫瘍
 - 二十七 リソソーム病
- (採取の方法)
- 第二条** 法第二条第三項の厚生労働省令で定める方法は、顆粒球コロニー刺激因子を投与した者から採取した末梢血から、血液成分分離装置を用いて採取する方法とする。
- (厚生労働省令で定める業務)
- 第三条** 法第二条第六項の厚生労働省令で定める業務は、移植に用いる臍帶血の搬送(造血幹細胞移植を行う医療機関への搬送を除く。)とする。
- (骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業の申請)
- 第四条** 法第十七条の規定により骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業を行なう事務所の名称及び所在地
- 三 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業の開始を予定する日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法人あつては、次に掲げる書類
- イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- ロ 役員の名簿及び履歴書

ハ 申請日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(申請日の属する事業年度に設立された法人あつては、その設立時における財産目録)

二 個人にあつては、住民票の写し又はこれに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類並びに履歴書

三 手数料又はこれに類するものを徴収する場合は、その額を記載した書類

四 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん業務を行う具体的手段を記載した書類

五 申請者が法第十八条第五号イからホまでのいずれにも該当しない旨の宣誓書

六 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん業務の開始を予定する日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び收支予算書

3 厚生労働大臣は、前項各号に掲げるもののほか、許可のため必要な書類の提出を求めることができる。

(変更の届出)

第五条 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、同条第二項第三号又は第四号に掲げる書類に記載された事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の十五日前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(法第十八条第五号イの厚生労働省令で定める者)

第五条の二 法第十八条第五号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業を適正に行なうに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者とする。

(帳簿)

第六条 法第二十三条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん業務を行つた相手方の氏名及び住所(法人にあつては、その事務所の名称及び所在地)
 - 二 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん業務を行つた年月日
 - 三 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん業務を行つた具体的手段
 - 四 手数料又はこれに類するものの額
- 2 法第二十三条に規定する帳簿は、各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後三十年間保存しなければならない。
- 3 前項の規定による保存は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法)その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。第十四条第三項において同じ。)による記録に係る記録媒体により行なうことができる。
- (事業計画書等)

第七条 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者は、毎事業年度開始前に(許可を受けた日の属する事業年度にあつては、その許可を受けた後遅滞なく)、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん業務に関し事業計画書及び收支予算書を作成し、厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者は、毎事業年度終了後三月以内に、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

(事業の休廃止)

第十七条 脅帶血供給事業者は、法第四十条の規定により脅帶血供給業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする日の六ヶ月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとするときは、全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする日

二 休止し、又は廃止しようとする脅帶血供給業務の範囲

三 休止しようとする場合にあつては、その期間

四 休止又は廃止の理由

附 則
この省令は、法の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。
附 則（平成三十一年一月一四日厚生労働省令第一二号）
この省令は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十八号）の施行の日から施行する。

別記様式一（第八条関係）

別記様式一（第八条関係）

表面

写 真	第 号
身分証明書	
官職又は職名 氏 名 生 年 月 日	
上記の者は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第24条第1項の規定による立入検査をすることができる職員であることを証明する。	
交付日 年 月 日 (年 月 日まで有効)	
厚生労働大臣 印	

裏面

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律抜粋	
第二十四条 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者に対し、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業に關し必要な報告を求める。又はその職員に、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者の事務所その他の施設に立ち入り、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	
2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	
3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	
第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。	
一 (略) 二 第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 三 (略)	

(備考)規格は、縦5.4cm×横8.5cmとする。

別記様式二（第十六条関係）

別記様式二（第十六条関係）

表面

写 真	第 号
身分証明書	
官職又は職名 氏 名 生 年 月 日	
上記の者は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第38条第1項の規定による立入検査をすることができる職員であることを証明する。	
交付日 年 月 日 (年 月 日まで有効)	
厚生労働大臣 印	

裏面

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律抜粋	
第三十八条 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、脅帶血供給事業者に対し、脅帶血供給業務に關し必要な報告を求める。又はその職員に、脅帶血供給事業者の事務所その他の施設に立ち入り、脅帶血供給業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	
2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	
3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	
第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。	
一 (略) 二 第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 三 (略)	

(備考)規格は、縦5.4cm×横8.5cmとする。